

山都町地域防災計画修正 新旧対照表

【共通災害対策編】

令和2年度

【記載要領の説明】

- **赤字**は 新規・修正及び追加（新）
- **青字**は 記載場所の修正（新・旧）
- **青字**は 削除（新・旧）
- **【略】** 変更がないところを省略して記載
- ※ 令和2年度は、一般災害対策編を共通災害対策編に構成を変更し、風水害編・地震災害対策編を区分して作成した。

現行（令和元年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則 【略】</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害予防計画</p> <p>第2節 土砂災害予防対策第</p> <p>第3節 地域防災力強化計画</p> <p>第4節 防災知識普及計画</p> <p>第5節 自主防災組織等育成計画</p> <p>第6節 火災予防計画</p> <p>第7節 防災訓練計画</p> <p>第8節 防災関係機関等における業務継続計画</p> <p>第9節 受援計画</p> <p>第10節 公共施設等災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>第2節 動員計画</p> <p>第3節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>第4節 気象予警報等伝達計画</p> <p>第5節 通信設備利用計画</p> <p>第6節 情報収集及び被害報告取扱計画</p> <p>第7節 広報計画</p> <p>第8節 応急措置計画</p> <p>第9節 水防計画</p> <p>第10節 消防計画</p> <p>第11節 避難収容計画</p> <p>第12節 災害救助法の適用計画</p> <p>第13節 救出計画</p> <p>第14節 死体捜索及び収容埋葬計画</p> <p>第15節 医療助産計画</p> <p>第16節 食糧調達・供給計画</p> <p>第17節 給水計画</p> <p>第18節 衣料生活必需品等物資供給計画</p> <p>第19節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>第20節 交通対策計画</p> <p>第21節 輸送計画</p> <p>第22節 災害ボランティア連携計画</p> <p>第23節 清掃計画</p> <p>第24節 防疫計画</p> <p>第25節 文教対策計画</p> <p>第26節 障害物除去計画</p> <p>第27節 電力施設応急対策計画</p> <p>第28節 地震災害対策計画</p> <p>第29節 生業及び復旧資金貸与計画</p> <p>第30節 災害応急融資計画</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則【略】</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 地域防災力強化計画</p> <p>第2節 防災知識普及計画</p> <p>第3節 自主防災組織等育成計画</p> <p>第4節 火災予防計画</p> <p>第5節 防災訓練計画</p> <p>第6節 防災関係機関等における業務継続計画（BCP）</p> <p>第7節 受援計画策定及び修正</p> <p>第8節 公共施設等災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>第2節 動員計画</p> <p>第3節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>第4節 通信設備利用計画</p> <p>第5節 情報収集及び被害報告取扱計画</p> <p>第6節 広報計画</p> <p>第7節 応急措置計画</p> <p>第8節 消防計画</p> <p>第9節 避難収容計画</p> <p>第10節 災害救助法の適用計画</p> <p>第11節 救出計画</p> <p>第12節 死体捜索及び収容埋葬計画</p> <p>第13節 医療助産計画</p> <p>第14節 救援物資等備蓄運用計画</p> <p>第15節 給水計画</p> <p>第16節 衣料生活必需品等物資供給計画</p> <p>第17節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>第18節 交通対策計画</p> <p>第19節 輸送計画</p> <p>第20節 災害ボランティア連携計画</p> <p>第21節 清掃計画</p> <p>第22節 防疫計画</p> <p>第23節 文教対策計画</p> <p>第24節 障害物除去計画</p> <p>第25節 電力施設応急対策計画</p> <p>第26節 地震災害対策計画</p> <p>第27節 生業及び復旧資金貸与計画</p> <p>第28節 災害応急融資計画</p>	<p>○地域防災計画の構成を 変更 一般災害対策編及び地震 災害対策編を変更</p> <p>一般災害対策編 ⇒ 共通災害対策編 風水害対策編に変更</p> <p>地震災害対策編 ⇒ 地震災害対策編の中 に一般地震対策と南海 トラフ地震対策推進計 画及び阿蘇火山広域避 難計画を入れた地域防 災計画とした。</p> <p>○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○黒字は削除</p>	<p>1</p> <p>2</p>

<p>第31節 災害廃棄物処理計画 第32節 建築物・宅地等応急対策計画 第33節 阿蘇火山広域避難計画の考え方 第4章 災害復旧・復興計画 【略】 第1章 総 第1節 目的及び計画の性格と基本方針 【略】 1 目的 【略】 2 計画の性格 (1) この計画は、山都町防災会議が作成する「山都町地域防災計画」の「一般災害対策編」として、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。この計画に定めのない事項及び地震の災害対策については、「山都町地域防災計画」の「震災対策編」に定めるところによる。 (2) 「山都町地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び熊本県の「熊本県地域防災計画一般災害対策編」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくこととする。 (3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、関係機関において別途マニュアルを作成するなど具体的に定めるものとする。</p> <p>3 計画の基本方針 【略】</p>	<p>第29節 災害廃棄物処理計画 第30節 建築物・宅地等応急対策計画 第4章 災害復旧・復興計画 【略】 第1節 【略】 第2節 【略】 第3節 【略】 第4節 【略】 第1章 総 第1節 目的及び計画の性格と基本方針 【略】 1 目的 【略】 2 計画の性格 (1) この計画は、山都町防災会議が作成する「山都町地域防災計画」の「共通災害対策編」として、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。この計画に定めのない事項の災害対策については、「山都町地域防災計画」の「風水害対策編」及び「地震災害対策編」に定めるところによる。 (2) 「山都町地域防災計画共通災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び熊本県の「熊本県地域防災計画共通災害対策編」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくこととする。 (3) この計画は、各種災害に関して防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、関係機関において別途マニュアルを作成するなど具体的に定めるものとする。 (4) 令和2年度各種マニュアル ア 災害時職員行動マニュアル イ 災害対策本部設置マニュアル ウ 災害時報道対応マニュアル エ 感染症対策避難所マニュアル及び災害時の対応要領 ※ 上記の各種マニュアルについては、山都町役場職員の災害時等の非常時における行動を容易にするためのものである。 また、各課における専門的な行動に伴うマニュアルは各課の対応時に使用するものとする。</p> <p>3 計画の基本方針 【略】</p>	<p>2</p> <p>3</p> <p>○地域防災計画の構成を変更 一般災害対策編及び地震災害対策編を変更 一般災害対策編 ⇒ 共通災害対策編 風水害対策編に変更 地震災害対策編 ⇒ 地震災害対策編の中に一般地震対策と南海トラフ地震対策推進計画及び阿蘇火山広域避難計画を入れた地域防災計画とした。 ○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除 令和2年5月までに各種マニュアルを作成し、地域防災計画に反映させた。</p>
---	--	--

第2章 災害予防計画

現行（令和元年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
<p>第4節 山都町の地勢と気象風土的条件による災害の特性</p> <p>1 山都町の地勢</p> <p>山都町は、九州のほぼ中心に位置して、県域においては、県の東部に位置し、また、町の南東側が宮崎県に接している。町域は東西3.3km、2.7kmにおよび、面積544.67km²の広大な地域である。町の北西方向に位置する熊本市中心部までは、本庁舎からの直線距離で約2.5km、車での所要時間は約1時間程度である。</p> <p>交通運輸事情は、山間地域の為あまり恵まれず、交通機関及び諸物資の輸送は、すべて自動車に依存している。バス貨物自動車が主体となる為、当然道路に重点がしぼられ、熊本市を最短距離で結ぶ国道445号線、高森峠を越え阿蘇市につながる265号線、また宇城市松橋町を起点とし、本町を通り宮崎県延岡市に通じている国道218号線がある。また、平成30年12月に九州中央自動車道の一部である御船町小池高山ICから山都町中島西ICまでの10.8kmが開通し、熊本市までのアクセスが大幅に改善したため、将来的にも経済の流通及び観光に期待される。また、南海トラフ災害対処のための重要な役割を果たせる地域である。</p> <p>北部は阿蘇南外輪山、南部は九州山地の山々が連なり、これらを水源とする緑川、五ヶ瀬川の2つの主要河川が東西に流れ、起伏に富んだ独特の渓谷美を形成している。標高300～900mに位置するため、気候は、夏は涼しく冬は寒さが厳しい準高冷地であり、熊本県農業研究センター矢部試験地での平均気温の観測値は、熊本地方気象台の観測値と比較すると各月において4℃程度低くまた、降水量は冬季が比較的多い。</p>	<p>第4節 山都町の地域特性と気象風土的条件による災害の特性</p> <p>1 山都町の地域特性</p> <p>本町は、熊本県の東部に位置し、南東側は宮崎県に接している。</p> <p>また、九州のほぼ中心に位置していることから、「九州のへそ（商標登録第2430829号）」の町としても知られている。町域は、東西3.3km、南北2.7kmにおよび、面積は544.67km²と熊本県内の自治体で3番目に広い面積である。</p> <p>北部は阿蘇南外輪山、南部は九州山地の山々が連なり、これらを水源とする緑川、五ヶ瀬川の2つの主要河川が東西に流れ、起伏に富んだ独特の渓谷美を形成している。</p> <p>このように、広大な面積を有し、起伏に富む地理的特性から、大規模災害が発生すれば、被害の広域化や、各地域・集落の往来に必要な道路・橋梁等の交通障害に伴う地域の分断・集落の孤立が懸念される。</p> <p>交通運輸事情は、山間地域のため、あまり恵まれず、交通機関及び諸物資の輸送は、すべて自動車に依存している。また、移動手段は、バス貨物自動車が主体となるため、当然道路に重点がしぼられ、熊本市を最短距離で結ぶ国道445号線、高森峠を越え阿蘇市につながる265号線、宇城市松橋町を起点とし、本町を通り宮崎県延岡市に通じている国道218号線がある。</p> <p>平成30年12月には、九州の横軸（東西方向）を形成し、本町と県内各自治体・九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークである九州中央自動車道の一部（小池高山IC－中島西ICまでの10.8km）が開通した。開通により熊本市圏及び九州各地への移動時間が短縮され、救急患者の8割以上が熊本市等の町外の病院へ搬送されている本町の救急医療活動の負担軽減につながっている。</p> <p>一方で、九州中央自動車道は、高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間があり、完全な幹線道路ネットワーク形成には至っていない。</p> <p>さらに、熊本地震を経験し、道路の多重性確保の重要性が改めて認識されたところである。</p> <p>今後、九州中央自動車道の全線が開通することにより、通勤圏の拡大による移住・定住の促進や産業・観光等の活性化だけでなく、南海トラフ地震など、町域や県境を越える広域的な大規模災害が発生した際に、救援ルートとして、さらに、部隊等の活動拠点及び中継拠点的な役割を果たすことが期待されることから早期の全線開通が望まれる。</p>	<p>○ 山都町国土強靱化計画との整合</p>	<p>5</p> <p>6</p>

2 気象風土的条件による災害の特性

地理的条件から梅雨期及び秋の台風期には、雨が多く台風進路如何によっては驚くべき豪雨出水をもたらす、強風もしばしば来襲する。冬季には豪雪を見る事もあり、交通に障害を及ぼす事がある。

火災は季節風のときフェーン現象等による異常乾燥時に多く地理的条件、人為的条件などの要因と相重なって発生しており、特に大規模な林野火災が懸念される。

本町における主な災害は、以上の気象特性と急傾斜地帯の地盤脆弱性、森林の過伐及び山地の荒廃による風水害と火災、並びに火山性及び活断層による地震災害である。

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

山都町町の位置

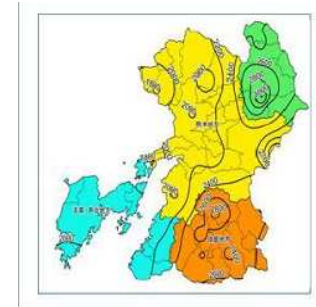


2 気象風土的条件による災害の特性

本町は、標高300~900mに位置するため、気候は、夏は涼しく冬は寒さが厳しい準高冷地である。

熊本県農業研究センター矢部試験地での平均気温の観測値は、熊本地方気象台(熊本市内)の観測値と比較すると各月において4℃程度低い。冬季には豪雪となることもあり、交通に支障をきたす事がある。

(右図)熊本県の年間降水量分布図(単位: mm)



また、地理的条件から特に梅雨期や秋の台風時期には、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨、(出典:熊本地方気象台)土砂災害、強風による被害が発生しやすい。

なお、熊本地方気象台の観測値より、本町の令和元年(平成31年)の降水量は、約2,500mmに達しており、その雨水が大地を潤し、本町の豊富な地下水資源となっている。

また、地理的条件から梅雨期及び秋の台風期には、雨が多く台風進路如何によっては驚くべき豪雨出水をもたらす、強風もしばしば来襲する。

火災は季節風のときフェーン現象等による異常乾燥時に多く地理的条件、人為的条件などの要因と相重なって発生しており、特に大規模な林野火災が懸念される。

本町における主な災害は、以上の気象特性と急傾斜地帯の地盤脆弱性、森林の過伐及び山地の荒廃による風水害と火災、並びに火山性及び活断層による地震災害である。

○ 山都町国土強靱化計画との整合

6

○ 熊本県における山都町の位置

○ 熊本気象台からの熊本県の年間降水量分布図(単位: mm)の提供図添付した。

7

<p>第2節 土砂災害予防対策 ※ 風水害編に記載 第3節 地域防災力強化計画 【略】 1 自助 町民は、「自らの身の安全は自ら守る」「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。</p> <p>(1) 平時の取組 ア 知識等の取得 (ア) 過去の災害の発生状況 (イ) 気象予報警報等の種別と対策 (ウ) 防災訓練等への参加 イ 事前の確認 (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所 (イ) 家族等との連絡方法や集合場所 (ウ) 就寝場所の安全確認 (エ) 災害情報の入手方法 (オ) 近隣の井戸の位置等の確認 (カ) 防災行政無線個別受信機等のスイッチ確認 ウ 事前の備え (ア) 地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強 (イ) 防災情報メールサービスへの登録 (ウ) 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（※日常備蓄を含む。） ※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法 (エ) 非常持ち出し品（非常食品、飲料水、毛布、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備 ※ 薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。（粉ミルク、オムツ、生理用品、常用薬、アレルギー対応食など）</p> <p>(2) 予防的避難 台風や豪雨などによる災害は、気象情報等により、あらかじめ風速や予想される降雨量で、その危険性を予測することができる。 町民は、「いのち」を守ることを最優先するという考えのもと、危険が差し迫っていない 昼間（日没前の明るいうち）に早期の自主的避難を心がけなければならない。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 地域防災力強化計画 【略】 1 自助 町民は、「自らの身の安全は自ら守る」「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。</p> <p>(1) 平時の取組 ア 知識等の取得 (ア) 過去の災害の発生状況 (イ) 気象予報警報等の種別と対策 (ウ) 防災訓練等への参加（顔の見える関係構築のため自ら実践する。） イ 事前の確認 (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所 (イ) 家族等との連絡方法や集合場所 (ウ) 就寝場所の安全確保 (エ) あらゆる媒体からの防災（災害）情報の入手 (オ) 近隣の井戸の位置等の確認 (カ) 防災行政無線個別受信機の点灯ランプの確認（停電の処置のための電池の有無の確認） ウ 事前の備え (ア) 地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強 (イ) 防災情報メールサービスへの登録 (ウ) 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（※日常備蓄を含む。） ※ 日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄し、消費期限等がくる前に新たに購入し、古い食材は食する等のローリングストック法を実践する。 (エ) 非常持ち出し品（非常食品、飲料水、毛布、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備 ※ 薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。（粉ミルク、オムツ、生理用品、常用薬、アレルギー対応食など） (オ) 私有車両の燃料は、「日頃から半分になったら満タン」の癖をつけ、非常時における行動が容易になるように心掛ける。</p> <p>(2) 予防的避難 台風や豪雨などによる災害は、気象情報等により、あらかじめ風速や予想される降雨量で、その危険性を予測することができる。 よって、町民は、「いのち」を守ることを最優先するという考えのもと、</p>	<p>○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除</p> <p>○令和元年度の山都町の防災訓練を実施した際の教訓事項を反映した。</p> <p>○自治振興区の自主防災組織未設立区への組織の設立のための説明会を積極的に実施し、地域との話し合いの問題点等を反映</p>	<p>7</p>
---	---	--	----------

<p>2 共 助</p> <p>町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治振興区や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 平時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災に関する知識の普及 イ 地域一体となった防災訓練（町と連携した訓練等）の実施 (ア) 避難勧告等の地域への情報伝達訓練 (イ) 被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、町への情報伝達訓練 (ウ) 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練 (エ) 避難所の運営訓練 (オ) 消火訓練等 ウ 情報の収集伝達体制の整備 エ 火気使用設備器具等の点検 オ 防災用資器材等の備蓄、管理及び使用方法の確認 カ 危険箇所の点検・情報共有 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域の見廻り (イ) 地域防災ハザードマップの作成 (ウ) 避難行動要支援者の把握 (エ) 地域内にある他組織との連携促進 <p>(2) 災害時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達 イ 出火防止・初期消火の実施 ウ 地域内における避難勧告・指示等の情報伝達 エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導 オ 避難行動要支援者等に対する避難支援 カ 救出・救護活動への協力 キ 避難所の運営 ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握 ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力 	<p>危険が差し迫っていない昼間（日没前の明るいうち）に早期の自主的避難を心がけなければならない。</p> <p>2 共 助</p> <p>町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治振興区や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、顔の見える関係を築くことに着意する。また、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 平時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災に関する知識の普及 イ 地域一体となった防災訓練（町と連携した訓練等）の実施 (ア) 避難勧告等の地域への情報伝達訓練 (イ) 被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、町への情報伝達訓練 (ウ) 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練 (エ) 避難所の運営訓練 (オ) 消火訓練等 ウ 情報の収集伝達体制の整備 エ 火気使用設備器具等の点検 オ 防災用資器材等の備蓄、管理及び使用方法の確認 カ 危険箇所の点検・情報共有 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域の見廻り (イ) 山都町総合防災マップを活用し、地区防災マップを作成する。 (ウ) 避難行動要支援者の把握 (エ) 地域内にある他組織との連携促進 <p>(2) 災害時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達 イ 出火防止・初期消火の実施 ウ 地域内における避難勧告・指示等の情報伝達 エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導 オ 避難行動要支援者等に対する避難支援 カ 救助部隊の救出・救護活動への協力 キ 指定避難所の避難状況の確認及び衣食住の生活支援に関する事項（一部避難所の運営に当たる。） ク 見廻り等による指定緊急避難所等の避難者の情報の把握 ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等 	<p>○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除</p> <p>○出前講座により、共助の重要性を訴えた。</p>	<p>8</p> <p>9</p>
--	---	--	-------------------

<p>第4節 防災知識普及計画</p> <p>1 計画の方針 【略】</p> <p>2 職員に対する防災教育</p> <p>台風、大雨などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。</p> <p>⇒ 追加</p> <p>このため、町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。</p> <p>また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p>ア 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担</p> <p>イ 非常参集の方法</p> <p>ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識</p> <p>エ 過去の主な被害事例</p> <p>オ 防災関係法令の運用</p> <p>カ その他必要な事項</p> <p>(2) 教育の方法</p> <p>ア 講演会、研修会等の実施</p> <p>イ 防災活動の手引き等印刷物の配布</p> <p>ウ 見学、現地調査等の実施</p> <p>3 一般住民に対する防災知識の普及の方法</p> <p>防災知識の普及に当たっては、次の媒体を利用して行うこととし、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用にも努めるものとする。さらに、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員及び住民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。</p> <p>また、等要配慮者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。</p>	<p>第2節 防災知識普及計画</p> <p>1 計画の方針 【略】</p> <p>2 職員に対する防災教育</p> <p>台風、大雨などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。</p> <p>また、災害時の職員の初動による対応の遅れ、あるいは生命にかかわる事象に繋がることもあることから、初動における行動を重視する。</p> <p>このため、町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。</p> <p>また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。</p> <p>(1) 教育の内容 【略】</p> <p>ア 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担</p> <p>イ 非常参集の方法</p> <p>ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識</p> <p>エ 過去の主な被害事例</p> <p>オ 防災関係法令の運用</p> <p>カ その他必要な事項</p> <p>(2) 教育の方法 【略】</p> <p>ア 講演会、研修会等の実施</p> <p>イ 防災活動の手引き等印刷物の配布</p> <p>ウ 見学、現地調査等の実施</p> <p>3 町民に対する防災知識普及の方法</p> <p>防災知識の普及に当たっては、自治振興区内の区民、組単位のコミュニティ、老人会、女性部会等の組織、学校、施設等に対して防災知識普及のためあらゆる手段をつくして普及徹底を図る。</p> <p>特に、普及の方法に当たっては、次の媒体を利用して行うこととし、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用にも努めるものとする。さらに、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員及び住民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。</p> <p>また、職員による出前講座の活用を効果的に活用し防災意識の向上に努める。</p> <p>この際、要配慮者への配慮対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。</p>	<p>○赤字は修正・追加</p> <p>○青字は変更</p> <p>○青字は削除</p> <p>○災害時の初動が重要なことから、防災を実施して実情を把握して、防災計画に反映した。</p> <p>【反映事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成 ・災害対策本部設置要領 ・職員参集の要領 ・防災アプリ新規導入 <p>○出前講座により防災知識を普及した。</p>	<p>10</p> <p>11</p> <p>15</p>
---	--	--	-------------------------------

<p>(1) 町広報媒体等の利用 広報誌等の印刷物、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、町ホームページ等 ⇒ 追加</p> <p>(2) バブリシティ活動の展開 報道機関への情報提供</p> <p>(3) 映画、スライドの利用</p> <p>(4) 広報車の巡回</p> <p>(5) その他講習会、展覧会等の開催</p> <p>4 一般住民に対する防災知識の普及の内容</p> <p>(1) 町地域防災計画の概要 災害対策基本法第42条第5項に基づく「町地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課（総務課）が町ホームページにおいて行い、適宜周知を図るものとする。</p> <p>(2) 災害予防及び応急措置の概要 災害の未然防止又は軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に周知徹底するよう努めるものとする。前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>ア 火災予防の心得 イ 気象予警報等の種別と対策 ウ 災害危険箇所の認識 エ 台風襲来時の家屋の保全方法 カ 農林水産物に対する応急措置 キ 最低3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ⇒ 追加</p> <p>ク 非常持出品（非常食品、飲料水、毛布、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備 ケ 夕方明るいうちからの予防的避難 コ 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等） サ 防災行政無線戸別受信機の電源スイッチの確認 シ 避難先及び避難方法 ス 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など） セ 家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備 ソ 防疫の心得及び消毒方法等の要領 タ 災害時の心得 チ 自動車運転者のとるべき措置 ⇒追加</p>	<p>(1) 町広報媒体等の利用 広報誌等の印刷物、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、町ホームページ、広報車両の巡回等</p> <p>(2) バブリシティ活動の展開 報道機関への情報提供</p> <p>(3) 映画、スライドの利用</p> <p>(4) 防災出前講座及び防災講習会による防災意識の普及</p> <p>(5) その他講習会、展覧会等の開催</p> <p>4 町民に対する防災知識の普及の内容</p> <p>(1) 山都町地域防災計画の概要 災害対策基本法第42条第5項に基づく「山都町地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課（総務課）が町ホームページにおいて行い、適宜周知を図るものとする。</p> <p>(2) 災害予防及び応急措置の概要 災害の未然防止又は軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に周知徹底するよう努めるものとする。前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>ア 火災予防の心得 イ 気象予警報等の種別と対策 ウ 災害危険箇所の認識 エ 台風襲来時の家屋の保全方法 カ 農林水産物に対する応急措置 キ 最低3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ※ 南海トラフ地震対処のため7日間の備蓄を推奨する。</p> <p>ク 非常持出品（非常食品、飲料水、毛布、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備 ケ 夕方明るいうちからの予防的避難 コ 就寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等） サ 防災行政無線戸別受信機の電源スイッチの確認 シ 避難先及び避難方法 ス 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など） セ 家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備 ソ 防疫の心得及び消毒方法等の要領 タ 災害時の心得 チ 自動車運転者のとるべき措置 (ア) 避難所・広域避難場所までの避難経路の確認 (イ) 私有車両の燃料は、「日頃から半分になったら満タン」の習慣付</p>	<p>○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除</p>	<p>12</p>
--	--	--	-----------

<p>第3節 自主防災組織等育成計画 【略】</p> <p>1 自主防災組織の方針 地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。 このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。 このため、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成を促進する。</p> <p>(1) 町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことを目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。 また、町民は、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。</p> <p>(2) 町は、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。 また、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、訓練等を通して連携体制を確保するものとする。</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) 組織の編成単位 ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。 イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。</p> <p>(2) 組織づくり 既存の自治振興会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。 その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。 ア 自治振興会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。 イ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織</p>	<p>第3節 自主防災組織等育成計画 【略】</p> <p>1 自主防災組織の方針 地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。 このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。 このため、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」による住民の顔が見える関係の構築、特に要配慮者の把握等の地域防災力向上が重要であるため、小規模の防災組織・地区による防災訓練の活性化を図る。</p> <p>(1) 町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う。」ことを目的として、地域住民による自主防災組織の強化づくりを積極的に進める。 また、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。</p> <p>(2) 町は、県や消防などの関係機関と連携しながら、防災訓練促進のため自主防災組織の強化に関して防災講話等の必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。 また、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、訓練等を通して連携体制を確保するものとする。</p> <p>2 地域住民等の自主防災組織</p> <p>(1) 組織の編成単位 ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。 イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。 ウ 自治振興区内の行政区ごとの自主防災組織設立を推奨 自治振興区内に行政区が数多く所在する区については、自治振興区における自主防災組織の防災訓練の実施が困難なため、行政区ごとに行っている。そのため、自治振興区内の行政区ごと自主防災組織を設立し、活動を行っている地域もある。 自主防災組織の防災訓練等の活動を効果的に行うため、自治振興区内における自主防災組織を設立した上で、行政区ごとの自主防災組織の設立を推奨する。</p>	<p>○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除</p> <p>14</p> <p>15</p>
--	---	--

<p>の活動活性化を図る。 ⇒ 追加</p> <p>(3) 活動計画の制定 組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。</p> <p>(4) 主な活動内容 ア 平常時の活動</p> <p>(ア) 防災に関する知識の普及 (イ) 防災訓練の実施 (ウ) 火気使用設備器具等の点検 (エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理 (オ) 緊急連絡網の作成</p> <p>イ 災害時の活動</p> <p>(ア) 情報の収集及び伝達 (イ) 出火防止、初期消火の実施 (ウ) 避難誘導 (エ) 救出救護 (オ) 給食給水</p> <p>⇒ 追加</p> <p>【略】</p>	<p>(2) 組織づくり 既存の自治振興会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。 その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。 ア 自治振興会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。 イ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。 ウ 防災士の育成及び防災士会の設立 火の国防災研修を活用して防災士を育成するとともに、山都町防災士会を立ち上げ、地域の防災アドバイザーとしての地位と確保する。また、防災訓練の指導及び防災に関し、町と連携して地域防災力強化に努める。 (山都町防災士会を令和2年度末に設立を検討)</p> <p>(3) 活動計画の制定 組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。</p> <p>(4) 主な活動内容 ア 平常時の活動</p> <p>(ア) 防災に関する知識の普及 (イ) 防災訓練の実施 (ウ) 火気使用設備器具等の点検 (エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理 (オ) 緊急連絡網の作成</p> <p>イ 災害時の活動</p> <p>(ア) 情報の収集及び伝達 (イ) 出火防止、初期消火の実施 (ウ) 避難誘導 (エ) 救出救護 (オ) 給食給水</p> <p>(5) 防災訓練の活性化 ア 防災訓練強化期間を下記のとおり設定して訓練の活性化を図る。 (ア) 前期：<u>令和2年 5月 9日(土)から 6月14日(日)</u> (イ) 後期：<u>令和2年10月24日(土)から11月29日(日)</u> イ 防災訓練活性化のための支援事項 (ア) 訓練実施の自主防災組織に対して備蓄品の提供 (イ) 防災係・役場地域班は地域の防災訓練に参加及び支援し、地域防災力向上に努める。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 【略】</p>	<p>○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除</p> <p>○防災士の有効活用 自主防災組織の活性化のため</p> <p>○山都町として防災訓練の強化期間を設け。自主防災組織の訓練への活性化を図るために地域防災計画に記載</p>	<p>15</p> <p>16</p> <p>20</p>
--	--	--	-------------------------------

				<p>2 山都町災害対策本部 (2) 災害対策本部の分掌事務 災害対策本部員（対策部長を置いている場合は対策部長となる。）の分掌事務は、概ね次の通りとする。 また、受援計画（受援マニュアル）及び業務継続計画（BCP）については、その分掌事務は、山都町「受援マニュアル」及び「業務継続計画（BCP）」をもって確認するものとする。 ※ 表内の分所業務の修正について</p>				○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除 ○各課の任務の変更及び編成替えを反映また、避難所対応を強化	21
									22
部	部長	班名及び班長	分掌業務	部	部長	班名及び班長	分掌業務		
総務対策部	総務課長 （企画政策課長）	危機管理対策班 危機管理対策班長 （防災係長） 補佐 総務係長	【略】	総務対策部	総務課長 （企画政策課長）	危機管理対策班 危機管理対策班長 （防災係長） 補佐 ⇒追加 危機管理監 総務係長	⇒ 追加 2 災害対策本部室運用に関する統制（設置の統制及び運用の統制）		
	総務課長 （企画政策課長）		⇒記載のない番号は変更がない。 11 避難所開設に関する事項 ⇒ 避難所統制班へ 10 緊急輸送車両の許可申請、調達及び運用管理に関する事項 11 道路被害に伴う、コミュニティバス運行の調整に関する事項 12 報道機関との連絡及び災害状況報告に関する事項 13 災害情報（気象含む）の収集に関する事項 16 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 ⇒ 企画政策班を区分したため、削除		総務課長 （企画政策課長）	総務班 総務係長 （財政係長・人事 給与係長・監理係長）	⇒ 追加 10 災害対策本部室設置・運用に関する事項 その他の番号の記載分は ⇒ 【略】		

現行（令和元年度山都町地域防災計画）				修正案				修正理由等	P
部	部長	班名及び班長	分掌業務	部	部長	班名及び班長	分掌業務		
総務対策部	記載なし	記載なし	【略】 一部総務班に記載	総務対策部	企画政策課長（総務課長）	企画政策班 企画政策班長 企画係長 （情報係長復興推進室長）	⇒ 新規追加 1 緊急輸送車両の許可申請、調達及び運用管理に関する事項 2 道路被害に伴う、コミュニティバス運行の調整に関する事項 3 報道機関との連絡及び災害状況報告に関する事項（町長等への取材調整含む。） 4 災害写真（アーカイブ）に関する事項 5 復興基本計画に関する事項 6 対策本部室準備（ネット環境の設置等） 7 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項	○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除 ○総務対策部内での編成の強化及び機能別な区分（責任の明確化）	23
			記載なし			地籍調査課長（総務課長）	避難所統制班 （避難所統制班長） 地籍調査係長		
福祉衛生対策部	福祉課長	福祉班 福祉係長 （高齢者支援係長）	【略】	福祉衛生対策部	福祉課長	福祉班 福祉係長 （高齢者支援係長）	(1,2,3,4,8,10)【略】 ⇒ 追加 5 自宅・避難所・福祉避難所等における要配慮者の保護収容に関する事項 6 災害ボランティアセンターとの連携に関する事項 7 保育園の保護者連絡調整及び保健衛生に関する事項 9 避難所班の応援に関する事項		

	課長 健康ほけん	医療対策班 健康づくり係長 (国民年金係長)	変更なし【略】		課長 健康ほけん	医療対策班 健康づくり係長 (国民年金係長)	変更なし【略】		23
部	部長	班名及び班長	分掌業務	部	部長	班名及び班長	分掌業務		
衛生対策部	病院事務局	病院総務班 病院総務係長 (病院医事係長)	【略】	福祉衛生対策部	病院事務教区	病院総務班 病院総務係長 (病院医事係長)	【略】		24
	山の都創造課長 (地籍調査課長)	救援物資班 山の都づくり 推進室長 地籍調査係長	【略】 地積調査課は総務対策部に避難所統制班として編入		山の都創造課長	救援物資班 山の都づくり 推進室長 (グラウンド デザイン 推進室長)	(1,2,3,4,5,6)【略】 ⇒追加 7 避難所班の応援に関する事項 8 災害対策本部室設置に関する増援	○地籍調査課を総務対策部へ編入 ※避難所統制班として編成	24
	税務住民課	被害家屋認定班 課税係長 (徴収係長)	【略】		税務住民課	被害家屋認定班 課税係長 (徴収係長)	(1,2,3,4)【略】 ⇒追加 5 避難所班の応援に関する事項 6 災害対策本部室設置に関する増援		
環境対策部	環境水道課	環境衛生班 環境衛生係長	【略】	環境水道部	環境水道課	環境衛生班 環境衛生係長	9項の追加		
		水道班 工務係長 (経理係長)	【略】			水道班 工務係長 (経理係長)	5項の追加		

現行（令和元年度山都町地域防災計画）				修正案				修正理由等	P	
部	部長	班名及び班長	分掌業務	部	部長	班名及び班長	分掌業務			
農林対策部	農林振興課長	農林政策班	変更なし【略】	農林対策部	農林振興課長	農林政策班	(1,2,3,6)項は変更なし ⇒ 追加 4 避難所班の応援に関する事項 5 災害対策本部室設置に関する増援 7 農業委員会の職員は、農政対策班の中で行動する。	○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除	25	
		農政係長 (農村整備係長)				農政係長 (農村整備係長)				
		林政対策部	変更なし【略】			林政対策部	(1,2,3,6)項は変更なし ⇒ 追加 5 避難所班の応援に関する事項 6 災害対策本部室設置に関する増援			
土木住宅対策部	建設課長	土木対策班 土木係長	変更なし【略】	土木住宅対策	建設課長	土木対策班 土木係長	変更なし【略】			26
		高速道路対策室長				高速道路対策室長				
		住宅対策班 維持管理係長	変更なし【略】			住宅対策班 維持管理係長	変更なし【略】			
		農地管理係長				農地管理係長				

	学校教育課長	学校教育班 学校教育係長	変更なし【略】	文教対策部	学校教育課長	学校教育班 学校教育係長	変更なし【略】	○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除	26
	生涯学習課長	施設対策班 生涯学習係長	変更なし【略】		生涯学習課長	施設対策班 生涯学習係長 体育施設整備 推進室長	(1,2,5)項は、変更なし 3 避難所班の応援に関する事項 4 災害対策本部室設置に関する増援		
	出納対策部	会計課長 戸籍住民係長	変更なし【略】		出納対策部	会計課長 戸籍住民係長	(1,2,3,4,7)項は、変更なし 5 避難所班の応援に関する事項 6 災害対策本部室設置に関する増援		
応援対策部		※他の班に属さない者	他の班の多苑業務	応援対策部	※他の班に属さない者	他の班の多苑業務			26

【指定避難所班の編成】 ⇒令和2年度新規追加

班	応援課（班）	指定避難所班	職務内容	備考	P
1班	出納対策班	JA名連川支所	<p>○ 各班の編成は2名で1個班</p> <p>○ 各支所は、支所の避難所を運営するとともに清和・蘇陽地区の各指定避難所（各1カ所）の避難状況を確認</p> <p>○ 福祉衛生対策部 福祉班、医療対策班は、保健福祉センター千寿苑を運営</p> <p>○ 指定避難所の確認時、近傍の指定緊急避難場所を見回り掌握する。</p> <p>○ 指定避難所班の統制は、総務対策部 避難所統制班（地籍調査課）が実施する。</p> <p>○ 上記事項を基準とするが、柔軟性を保持し、当時の状況により対応困難な場合は、役場全体として対応する。</p>	○避難所対応のため新規に応援体制を強化地籍調査課の指示のもと避難所の状況を確認する。	27
		下名連石老人憩いの家			
2班	被害家屋認定班	皆和			
3班	山の都創造課	中島体育館			
4班	農林振興課	下矢部改善センター			
5班		下矢部東部体育館			
6班	生涯学習課	白糸第1体育館			
7班		白糸第2体育館			
8班		白糸第3体育館			

※ 被害の状況及び感染症に対する処置等が必要になった場合は、避難所を集約（拡大）等の処置及び避難所対応の編成を変更する場合がある。（当時の状況による。）

現行（令和元年度山都町地域防災計画）		修正案		修正理由等	P
(3) 共通事項		(3) 共通事項			27
対策部共通事項	変更なし 【略】	対策部共通事務 ※ 指示統制は、災害対策本部室長（総務課長）が実施するものとする。	(1,2,3,4,5,)項は、変更なし【略】 6 指定避難所等の避難状況の確認（必要により） 7 支援物資の受領・配布に関する事項（必要により）		
班共通事務	【略】	班共通事務	変更なし【略】		

<p>※ 清和支所長、蘇陽支所長等各施設の管理者は、管内の情報を収集して本部に報告する。また、其々本部対策部の関係所掌事務を併せて行うものとする。</p> <p>※ 特に災害発生から72時間以内の対応で被災者の生死を分ける場合があるので、全職員で協力しながら対応にあたる。</p> <p>※ 平時より大規模災害に備え、訓練等を通して連携体制を構築する。</p>	<p>(4) その他留意事項</p> <p>ア 清和支所長、蘇陽支所長等各施設の管理者は、管内の情報を収集して本部に報告する。また、其々本部対策部の関係所掌事務を併せて行うものとする。</p> <p>イ 災害時の職員の初動は、令和2年度の「災害時職員行動マニュアル」により行動をすることを基準とする。</p> <p>ウ 特に災害発生から72時間以内の対応により被災者の生死を分けるとされている。よって、職員は、被災者の人命救助第一に対応にあたる。また、感染症の拡散防止のため避難所運営に対応が必要となる場合は、感染症の拡散防止を第一として避難所運営を実施する。</p> <p>その際、感染症が予測される場合は、当初、「感染症対策避難所マニュアル及び災害時の対応要領」による行動を実施するものとする。</p> <p>エ 土砂災害警報等により、避難勧告等を発令した場合は、「令和2年度災害待機マニュアル」により対応する。</p> <p>オ 平時より大規模災害に備え、訓練等を継続的に実施して連携体制を構築する。</p>	<p>○赤字は修正・追加</p> <p>○青字は変更</p> <p>○青字は削除</p>	28
<p>2 役場職員の動員体制 削除・変更なし 【略】</p>	<p>2 役場職員の動員体制 【略】</p> <p>追加事項⇒</p> <p>(5) 動員体制の基準</p> <p>細部の行動の基準は下記のマニュアルをもって行動を行う。</p> <p>ア 令和2年度災害待機マニュアル</p> <p>イ 災害時職員行動マニュアル</p> <p>ウ 災害対策本部室設置マニュアル</p> <p>※ その他、各課作成の対応計画及びマニュアルによる。</p>		30
<p>3 派遣部隊等の処置 削除・変更なし</p>	<p>第4節 自衛隊派遣要請計画 【略】</p> <p>1、2項 変更なし 【略】</p> <p>3 派遣部隊等の処置</p> <p>自衛隊派遣に対し、町長は、次の事項に留意すると共に、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。</p> <p>(1) 各関係機関の派遣部隊に対して部隊の拠点として施設（指揮統制場所・野営施設・宿泊施設）を便宜するものとする。</p> <p>別紙第1「部隊活動拠点施設一覧」</p> <p>(2) 自衛隊の任務を充分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については別途依頼すること。</p> <p>(3) 自衛隊の作業に対し、町当局及び地域住民は、積極的に協力すること。</p> <p>(4) 災害地における作業に関しては、町当局と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。</p>	<p>○自衛隊派遣についての要件の記載及び部隊活動拠点の記載の追加</p>	

現行（令和元年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
<p>第11節 避難収容計画 新構成により1～7は風水害対策編へ記載</p> <p>記載なし</p>	<p>第9節 避難収容計画</p> <p>1 避難者の誘導方法及び避難場所 【略】</p> <p>2 避難所の開設及び収容の基準 (1) (2) 【略】</p> <p>(3) 避難所 別紙第6「避難所一覧（別紙第6-1、6-2、6-3）」 ア 別紙第6-1 「指定緊急避難場所一覧」のとおりに指定する。 イ 別紙第6-2 「指定避難所一覧」のとおりに指定する。 ウ 別紙第6-3 「福祉避難所一覧」のとおりに指定する。</p> <p>⇒ 新規記載</p> <p>4 感染症が予測される場合の避難所運営要領 災害が発生、または予測される場合に、町内において感染症が発生、蔓延の兆候がある場合の対応は、本計画における各課職員の分掌業務を一部変更して人命救助及びライフラインの復旧対応を除き、避難所の避難者対応を優先する。</p> <p>(1) 避難所の運用 災害発生時における感染症が発生、又は蔓延の兆候がある場合における避難所の開設については、感染症予防対策のため、指定避難所を限定して開設する。或いは、指定避難所以外の一部の指定緊急避難場所を指定して使用する。</p> <p>(2) 災害の避難所及び避難者の基本的行動について ア 感染症蔓延防止のための指定避難所以外の避難所の開設の検討 イ 避難所の過密状態防止のため、家族・親戚・友人宅等への助け合い避難を周知 ウ 感染症の軽症者への対応については、保健所と十分に連携した上で、自宅が災害に合う危険性が極めて低い場合は、自宅待機を含め検討する。 エ 避難者及び避難所スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳等のエチケットの基本的な感染症対策を徹底すること。 オ 避難所の衛生環境を確保する。特に洗面所・トイレは、家庭用洗剤等を活用して清掃するなど、衛生環境を整えること。 カ 避難所の十分な換気の実施を行うとともに、避難者のスペースを確保できるようにする。 キ 避難者が感染症を起こした場合は、保健所と連携を図り、患者の隔離及び濃厚接触者の特定、併せて、施設内の消毒を実施して、蔓延防</p>	<p>○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除</p> <p>○福祉避難所一覧の記載</p> <p>○感染症対策を記載 今年の2月から感染症の世界規模の蔓延また、日本においての非常事態宣言の発令等があり、災害時の避難所の運営について今後のあり方を一部記載した。</p>	<p>37</p> <p>38</p>

	<p>止に全力で対応する。</p> <p>ク 発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。また、間仕切りテント及びパーティション等の設置により感染を最小限にする工夫をする。</p> <p>(3) 避難所の受付時の留意事項</p> <p>ア 感染症予防と咳エチケットのため、マスクの着用を義務つける。</p> <p>イ マスクの着用をしていない方には、係員に申し出る。(マスクを一人一枚配布)</p> <p>ウ 受付周辺は、混雑が予想されるので表示をして2mの離隔をとる。また、混雑が激しい場合は、番号札を与え車中にて待機してもらう。その際、車両待機者に対して拡声器にて番号を呼び受付してもらう。</p> <p>エ 受付に体温計測定を実施する。(瞬時に測れる体温計の準備)</p> <p>オ 倦怠感・発熱等のある方は、別室での避難にする。</p> <p>(4) 避難所内における感染症予防</p> <p>ア 密閉を防止するため、避難所の喚起を実施する。</p> <p>イ 密集を防止するため、人と人との間隔を2m以上保つ。</p> <p>ウ 密接を防止するため、マスクを着用、対面での会話を避ける。</p> <p>エ 定期的に手指を消毒するとともに、手洗いを励行する。(ポスター等の掲示)</p> <p>オ 朝・昼・夕に体温測定を実施し、健康状態を確認する。</p> <p>カ 別室で避難される方は、専用のトイレを使用する。(備蓄している簡易トイレの活用)</p> <p>※ 「災害(警報)時・感染症対策避難所運営マニュアル」による。(職員用)</p> <p>5 避難所(車中泊含む。)以外の避難者への支援の考え方</p> <p>本町では、熊本地震において度重なる余震やプライバシーの確保等の問題から車中泊等の避難所外避難者が約500名以上発生した。また、その実態把握に苦慮し、物資や情報の十分な提供ができなかったことから、熊本県の熊本地震対応の検証を踏まえ、具体的対策の検討を実施する。</p> <p>(1) 避難所外避難者への支援に向けた具体策</p> <p>ア 自宅避難の場合</p> <p>(ア) 家屋の安全化</p> <p>発災後も自宅での生活を継続することを可能とするため、建物の耐震化や室内における家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進を通じて、住まいの安全化を図る。</p> <p>また、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)や浸水想定区域など、危険区域内にある居住者を対象に、危険区域からの立ち退きや移転を促す。</p> <p>イ 水道・電気・ガス等のライフラインの耐震化</p> <p>発災後も自宅での生活が可能となるよう、建築物と同様、水道・電気・</p>	<p>○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除</p> <p>○避難所以外の避難者の支援 熊本県との整合をはかった。</p> <p>○避難所外避難者への支援に向けた具体策の記載</p>	<p>38</p> <p>39</p> <p>39</p>
--	---	---	-------------------------------

	<p>ガス等建築物と同様、水道・電気・ガス等のライフライン施設の耐震化の促進を図る。</p> <p>ウ 被災生活を乗り切るための備えの充実 災害時に被災者各人が自宅や会社、地域において被災生活を乗り切るため、食料・飲料水・生活用品の備蓄（最低3日間分の備蓄・1週間分の備蓄の推奨）などの備えを促進する。 また、電気やガスが使えなくなった場合に備えて、ポータブル電源や発電機、カセットコンロやボンベ等の備蓄などを推奨するとともに町の備蓄についても促進を図る。</p> <p>(2) 避難所外避難者発生の抑制 指定避難所の安全性の向上や環境改善を図ることで、避難を余儀なくされた被災者が躊躇することなく、指定避難所へ避難する。</p> <p>ア 指定避難所の不足の解消 平時においては、災害時に住民が速やかに避難できるよう指定避難所の場所等を住民に広く周知するとともに、避難のニーズに対応できるよう、指定避難所の追加指定等の検討を進める。 災害時においては、避難所が開設していること、及び避難所が物資配布等の拠点となることを迅速に周知することで、指定避難所への避難を促進する。</p> <p>イ 指定避難所への耐震化・応急危険度判定 熊本地震では、指定避難所としての利用を想定していた施設が被災により使用できなかったケースがあった。安心して指定避難所に避難していただくため、非構造部材を含めた施設の耐震化が必要である。 また、避難所の安全性を確認し、周知するため、避難所ごとに応急危険度判定を行う要員をあらかじめ定め、発災後速やかに安心して避難所として使用できるようにする。</p> <p>ウ 指定避難所の環境改善や運営ルールの周知 「暑さ・寒さ」や「プライバシーの問題」、「性別の違いによって生じる課題」への配慮、「ペット対策」、避難所の過密対策など、指定避難所の生活避難所の生活環境面の向上を推進する。また、平時から、災害時の住民の速やかな避難につながるよう、避難所ごとの運営ルールを住民に広く周知する。</p> <p>エ 指定場所への集約 車中泊等の避難所外避難者を集約することで、避難所外避難者を把握し易くする。</p> <p>(3) 指定避難所の敷地内及びその近隣における車中泊用スペースの確保 やむを得ない理由により、指定避難所に滞在できない被災者を受け入れるため、指定避難所内又は、隣接するグラウンドの一部や近隣の大型駐車場を車中泊用スペースとして活用する。指定避難所に近接している車中泊用のスペースへの避難者は、避難所と連携し</p>	<p>○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除</p> <p>○指定避難所と車中泊場所の連携強化</p>	<p>39</p> <p>40</p> <p>40</p>
--	---	---	-------------------------------

	<p>て必要な支援につなげることが可能である。</p> <p>(4) 効率的な把握体制の構築 指定された場所以外にいる避難所外避難者の把握方法等を検討しておくことで、迅速な避難所外避難者の支援につなげる</p> <p>ア 住民からの報告する仕組の導入 物資や情報を提供する拠点をあらかじめ定め、避難所外避難者が立ち寄った機会等を通じて状況を把握する。</p> <p>(7) 支援拠点の構築（案） 図については【略】</p> <p>(4) 安心カードの作成の促進 避難先で、安心して支援を受入れるためには、名前・性別・生年月日・血液型・電話番号・連絡先（家族又は、頼りになる人）最寄りの避難所・既往症・常備薬等の記載の安心カードの作成し、自ら携帯することで、適切な支援が可能になる。</p> <p>(ウ) 避難先となり得る施設・場所のリスト化 大規模災害時に、公共施設や商業施設、グラウンド、公園など、車中泊等の避難先となる可能性のある施設や場所について、あらかじめリストアップを行うとともに、車中泊のための避難場所の設定を実施し、地域住民に周知することで把握が容易になる。</p> <p>(エ) 防災行政無線、HP・防災アプリ等を活用し、避難所外避難者に対して指定避難場所・指定車中泊専用避難所を周知する。</p> <p>(5) 指定避難所外避難者への留意事項 ア 指定避難所への避難が原則である。 イ 指定避難所以外の場所への避難を推奨するものではない。 ウ 障がい者など、避難所への避難や避難所での生活が困難な方が存在するため、要支援者名簿等を活用し、優先的に把握・障がい特性等に応じた支援を行うことが重要である。</p> <p>(6) 避難所外の避難者の掌握 災害時において家屋の崩壊又は地震（余震）等による被害から身を守るため、一時的に車両による避難場所を確保する。 また、特別危険地域及び警戒地域外において指定避難所と救援のための連携が、図れる場所を「指定車中泊場所」として、一時的に避難をする場所として「一時避難駐車場所」とする。 ※ 別紙第4「災害時車中泊場所リスト」による。</p>	<p>○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除</p> <p>○災害時車中泊場所リストを新規記載 ※「指定車中泊場所」及び「一時避難駐車場所」を明記</p>	<p>40</p> <p>41</p>
--	--	--	---------------------

現行（令和元年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
<p>2 遺体安置場所及び検視場所 災害により多数の死体発生した場合、医療機関等の検視施設及び公共機関の検視場所や遺体安置場所として下記の場所を指定する。</p> <p>(1) 矢部地区 浜町体育館 (2) 清和地区 清和基幹集落センター (3) 蘇陽地区 馬見原体育館</p>	<p>第12節 死体捜索及び収容埋葬計画 1項 ⇒ 【略】</p> <p>2 遺体安置場所及び検視場所 災害により多数の死体発生した場合、医療機関等の検視施設及び公共機関の検視場所や遺体安置場所として下記の場所を指定する。</p> <p>(1) 矢部地区 浜町体育館 (2) 清和地区 清和山村基幹集落センター (3) 蘇陽地区 馬見原体育館</p> <p>※ 矢部地区の浜町体育館は、支援物資集積場所の中央体育館の予備となっていることから、町営体育館が災害により被災し、使用不能となった場合は支援物資集積場となるため、遺体安置場所及び検視場所としての機能を清和基幹集落センター及び馬見原体育館の2か所に集約する。 その他、感染症対応のため、当該施設を使用する場合には、状況に応じて遺体安置場所を集約するものとする。</p>	<p>○遺体安置場及び検視場所の使用についての但し書きを記載</p>	<p>48 49</p>
<p>第16節 食糧調達・供給計画 町は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。</p> <p>1 実施機関 被災者及び災害応急従事者等に対する食料の供給は、町が実施するものとする。町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。</p>	<p>第14節 救援物資等備蓄運用計画 町は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料等の供給を円滑に実施するものとする。</p> <p>1 実施機関 被災者及び災害応急従事者等に対する食料等の供給は、町が実施するものとする。町のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関に応援を要請するものとする。</p> <p>2 備蓄品の優先 命を守るため、主食・飲料水の備蓄を優先し、生活衛生資材（トイレ、凝固剤等）の備蓄に努める。また、感染症対策のため、（マスク、消毒液、避難所間仕切り、野外用テント、その他、衛生用品等）の備蓄に着意する。</p> <p>3 備蓄 (1) 備蓄場所 備蓄場所は、湿気、換気、小動物等の侵入を避け、直射日光等、衛生管理を徹底するとともに、備蓄等の搬出・納入が容易にできる場所の選定に着意する。 現在、町の指定備蓄場所として旧浜町保育園、矢部保健福祉センター千寿苑、清和支所、蘇陽支所とする。</p> <p>(2) 食料の確保 下記の主食・飲料水以外の備蓄食用品を逐次確保する。【以下略】</p>	<p>○第16節 食糧調達・供給計画 ⇒ 第14節 救援物資等備蓄運用計画に修正</p> <p>備蓄の管理を適切に実施するため、備蓄運用計画を作成した。</p>	<p>51</p>

現行（令和元年度山都町地域防災計画）	修正案	修正理由等	P
<p>第16節 衣料生活必需品等物資供給計画 【略】</p> <p>第20節 災害ボランティア連携計画 町内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町は社会福祉協議会（以下「社協」という。）との連携による被災地災害ボランティアセンターを設置する。また、町は被災地災害ボランティアセンターを支援する。</p>	<p>第16節 衣料生活必需品等物資供給計画 1,2,3(1)(2)項は、変更なし 【略】 (3) 救助物資の集積場所 調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、山都町営中央体育館とする。 ※ 山都町営中央体育館が被災し、使用が困難な場合は、予備の救援物資場所を浜町体育館とする。 ただし、遺体安置場（検視場所）として指定してあるため、災害対策本部で協議し、使用の調整を行うものとする。</p> <p>第20節 災害ボランティア連携計画 町内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町は社会福祉協議会（以下「社協」という。）との連携による山都町災害ボランティアセンターを設置する。また、町は災害ボランティアセンターに関する業務を支援する。 ⇒ 追加 1 災害ボランティアセンターの設置 (1) 災害発生時、被災地域において、ボランティア活動が必要と認められた場合は、社協に対して災害ボランティアセンターの設置を要請する。 (2) 災害ボランティアセンターの設置に関して社協が設定した場所が、適当でない場合は、救援活動を実施するために最適な場所を確保するものとする。 2 連携及び協力 (1) 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関し、相互に連携して協力する。 (2) 災害ボランティアセンターの運営に関し、人員不足により運営が困難な場合は、人員の派遣を検討する。 (3) ボランティア活動等に関して救援物資の提供をするものとする。</p>	<p>○赤字は修正・追加 ○青字は変更 ○青字は削除</p> <p>○社会福祉協議会と協議の結果記載</p>	<p>53</p> <p>57</p>